第九十条第一項の審査請求の文書	審査請求書 処分説明書の写し 代理人資格証明書		判定が行われ、審査請求が却下され、若しくは取り下げられ、又は審査の終了が決定される日に係る特定日以後三年
第九十二条第二項の指示の文書	判定に伴う俸給の弁済についての指示の文書		
給与法 第二十一条第一項の申立ての文書	給与審査申立書		決定が行われ、又は審査の申立てが却下され、若しくは取り下げられる日に係る特定日以後三年
第二十一条第二項の通知の文書	給与の決定に関する審査の申立てに係る決定書		
補償法 第二十四条第一項又は第二十五条第一項の申立ての文書	補償審査申立書 福祉事業措置申立書		判定が行われ、又は要求が却下され、若しくは取り下げられる日に係る特定日以後三年
第二十四条第二項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の判定の文書（写しを含む。）	補償の実施に関する審査の申立てに係る判定書 福祉事業の運営に関する措置の申立てに係る判定書		
規則一三―一（不利益処分についての審査請求）	第五条（第八十条第一項において準用する場合を含む。）又は第十五条第三項の命令の文書の写し	審査請求書の補正を命ずる文書の写し 再審請求書の補正を命ずる文書の写し 代表者の選任を命ずる文書の写し	判定が行われ、審査請求が却下され、若しくは取り下げられ、又は審査の終了が決定される日に係る特定日以後三年
	第八条（第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第九条第四項、第十一条第四項、第十五条第五項、第十三条、第十四条第二項、第二十五条、第二十六条第三項、第三十三条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項（第六十七条において準用する場合を含む。）、第四十五条第三項、第六十一条第二項、第六十三条第三項（第六十七条において準用する場合を含む。）又は第六十六条の通知の文書（第十二条第一項又は第十三条の通知の文書を除き、写しを含む。）	審査請求の受理又は却下に係る通知の文書 再審請求の受理又は却下に係る通知の文書 審査の併合又は併合した審査の分離に係る通知の文書 審査請求の取下げに係る通知の文書 処分者による処分の取消し又は修正に係る通知の文書 取消判決又は無効確認判決の確定に係る通知の文書 審査の終了の決定に係る通知の文書 職権による代表者の選任に係る通知の文書の写し 公平委員長及び公平委員の氏名の通知の文書 受命公平委員の氏名の通知の文書 口頭審理の日時及び場所に係る通知の文書 審尋審理の日時及び場所に係る通知の文書 日時の変更申立てに基づく新たな審尋審理の日時に係る通知の文書 口頭審理の終了に係る通知の文書 審尋審理の終了に係る通知の文書 検証の日時及び場所に係る通知の文書 調査員の氏名の通知の文書 審尋審理の終了予定日に係る通知の文書	

	廃棄
	廃棄
	廃棄